

関電の原発マネー還流の徹底究明、原子力からの撤退を！

関電の巨悪を明らかにするため、大告発団で、検察に起訴させよう

国会での徹底追及、自治体や議員へ再稼働反対表明を求めている

高浜4号の12月中旬原子炉起動阻止/稼働中の原発の運転停止
老朽原発廃炉/使用済燃料の中間貯蔵施設を断念せよ



10月17日関電本店前 署名提出行動

関電は金品受領事件によって、これまでにない窮地に追い込まれている。これを乗り切るために、トップの辞任と12月下旬予定の「第三者委員会の報告書」で、事件の幕引きを図っている。同時に、老朽原発の再稼働、中間貯蔵候補地探し等もあきらめていない。このような関電に対して、市民の怒りは一層強まっている。10月24日には、福井・関西の市民団体から、関電を刑事告発するために告発団の結成が呼びかけられた。多くの市民が告発人となって、関電を一層追い詰めていこう。高浜4号の12月中旬の原子炉起動を阻止し、老朽原発廃炉等の運動を強め、原子力からの撤退を求めている。関電への怒りを基盤に、全国各地の運動と連携していこう。

◆原発マネー還流事件の幕引きを許すな

9月27日のマスコミ報道によって、3億2千万円もの巨額の金品受領という、関電の前代未聞の醜悪な事件が発覚した。関電はこれを長期にわたって隠ぺいし、自らは「被害者」だと強弁してきたが、社会からの怒りと強い非難によって、10月9日に八木会長等は辞任に追い込まれた。

「避難計画を案ずる関西連絡会」は、即刻に緊急抗議声明を出し(9/27)、福井・関西・首都圏の18団体で、原発マネー徹底究明と原子力からの撤退を求める緊急署名を開始(10/2~10/15)。14日に緊急集会を開催し、17日に関電本店で署名提出、18日には東京で規制庁・経産省に署名を提出する一連の緊急行動を行ってきた。署名は2週間で4,795筆が集まり、ネット署名には1,400を超える怒りのコメントも寄せられた(各行動報告は10~15頁)。

関電は経営トップの辞任と、12月下旬予定の「第三者委員会の調査報告」で批判をかわし、

目次

- ▼原発マネー還流の徹底究明、原子力からの徹底を！…p1
- ▼10/24 関電を「告発する会」結成…p5
- ▼開き直った関電のDNP 火山灰対策…p6
- ▼9/26 大飯裁判の報告…p7
- ▼[投稿] 巨大噴火リスクを無視！火山ガイド改悪に反対を…p8
- ▼10/14 緊急集会の報告…p10
- ▼10/17 関電へ署名提出行動報告…p13
- ▼10/18 国への署名提出報告…p14
- ▼[投稿] 思っていることを自由に話せる故郷を返せ…p16

事件の幕引きを図ろうとしている。しかし、関電が指名した「第三者委員会」では事件の徹底究明は不可能だ。「第三者委員会」の権限は不明で、調査範囲等は基本的に関電と協議して決定することになっている（「具体的な調査対象の範囲、調査手法については、本委員会が当社と協議したうえで決定する。また、本委員会は、必要に応じて調査対象の範囲を拡大、変更等を行うことができる」関電 10 月 9 日発表資料より）。さらに関電は、問題になっている「吉田開発」への発注では、関電直接の一般競争入札からは排除するとしながら、元請けのゼネコン発注分では排除せず、さらに「特命発注」も継続する予定という。傲慢極まりない態度だ。

電気事業連合会は、関電の岩根社長の会長辞任によって、10 月 18 日に中部電力の勝野社長が会長となった。今回の問題を関電特有の問題として、再稼働推進への影響を最小限にとどめようとしている。勝野会長は「他の電力会社はガバナンスが効いている」と 18 日の記者会見で述べ、電力 13 社の社長と有識者による「企業倫理等委員会」を設置して会合を開くこと等、形式的な対応だけで、他社に火の粉が降りかかることを何とかして食い止めようとしている。

◆原発を推進してきた政府の責任は重大。国会で徹底究明を

原発推進を国策として進めてきた政府の責任は重大だ。安倍政権と与党は、関電と歩調を合わせ「第三者委員会の結果を待ってから」と繰り返し、関電トップの国会への参考人招致を頑強に拒んでいる。前の菅原経産大臣は、電気事業法 106 条に基づき関電に報告徴収を求めると述べながら、関電の「第三者委員会」任せで、立入調査（同法 107 条）等、何も行動しようとしな。菅原前経産大臣は、自らと秘書による選挙人への違法な物品提供で辞任に追い込まれたが、このような人物に徹底調査ができるはずもない。新たに経産大臣になった梶山弘志議員は、旧動燃出身の原発推進派で、こちらも「第三者委員会の報告待ち」に徹している。自民党の稲田朋美議員や元経産大臣の世耕弘成議員も、「吉田開発」や森山元助役の関連会社から献金を受けていた。政治家の関与も明らかにされなければならない。

原子力規制委員会は、今年 8 月に関電社長と「意見交換会」を行っていたが、金品受領などは隠されたままで、更田委員長は「驚いている」と述べるだけ。高浜原発の老朽化対策工事等を中止させることもなく、淡々と関電原発の審査を進めている。

野党は、国会質問等で追及を強めている。関電トップの参考人招致の実現、国会で調査委員会を組織する等、原発マネー還流の実態を徹底して究明し、脱原発政策の実現を求めている。

原発マネーの闇は深く長期にわたっている。高浜原発のみならず大飯・美浜原発での実態、関電のみならず他の電力会社でも同様の問題はないのか、そして政治家の関与等々、全てが究明される必要がある。

◆金品受領事件が示しているもの

今回の 3 億 2 千万円もの金品受領事件は、直接には、①福島原発事故後に、被災者・避難者の苦悩も全く省みず、原発再稼働にまい進してきた関電の原発推進策と隠ぺい体質が根源にある。②金品受領は、原発利権による原発マネーの還流だ。関電が「吉田開発」に発注した工事代金は、森山元助役を通じて、あるいは同社から直接に、関電トップに還流していた。金品の原資は電気料金であり、電気事業という公益企業において前代未聞の贈収賄罪の疑惑である。さらに、③ 関電の隠蔽体質と異様なまでの傲慢さを改めて浮き彫りにした。企業のコンプライアンスやガバナンスの欠如は底なしだ。昨年 9 月 11 日に、自らに都合のいい「調査報告」と、甘い「処分」で済ませ（1 億円以上を受領していた豊松秀己原子力事業本部長（当時）は、「報酬月額」の 2 割を 2

関電幹部の巨額贈収賄や特別背任等の罪で、大阪地方検察庁に告発する。24日の集会では、脱原発弁護団全国連絡会の河合弘之弁護士から、今回の金品受領事件の本質について、市民の怒りを結集し、大阪地検に関電を告発しようとする強い訴えがあった。告発人は、福井・関西はもとより、全国から募集し、千人規模の大告発団を結成して、12月初旬に告発を予定している。検察が起訴に持ち込むよう、多くの市民が告発人となり、不正を許さない強い声をつくってほしい（5頁）。

◆原発の運転停止、「事前了解の権限」を含む安全協定の締結等を求めている

事件の幕引きを急ぐ関電だが、原発推進策は思惑通りには進まない。老朽原発の再稼働、使用済燃料の中間貯蔵施設の計画地点公表（来年中に）は困難になっている。若狭の原発から30km圏内の京都府や滋賀県等の自治体からは、住民の怒りの声を背景に、関電に「裏切られた」と批判の声が強まっている。自治体への申入れや議会での意見書採択等で、以下を求めている。

○高浜4号の12月中旬の原子炉起動は中止すること。現在稼働中の高浜3号、大飯3・4号の運転も停止すること。関電は自らの「第三者委員会の調査報告」が12月下旬公表予定としながら、その報告も出ないうちに、定検中の高浜4号の原子炉起動を12月中旬にも強行しようとしている。これに反対し、稼働中の原発も止めるべき。

○高浜・大飯原発の再稼働同意を取り消すこと。再稼働にあたって30km圏内では住民説明会が開かれた。住民説明会等での関電説明者は、金品を受領していた大塚茂樹前原子力事業本部の副本部長だ。福井県の原子力安全専門委員会でも説明している。住民説明会等と同時期に、裏で金品を受領する不正を働いていた幹部の説明で再稼働を進めるなど、住民を愚弄するにも程がある。

○老朽原発高浜1・2号、美浜3号の再稼働反対、廃炉にするよう表明すること。40年超えの老朽原発はとりわけ危険で、原子炉圧力容器や電気ケーブルは取り替えができず、事故の危険性は一層高まる。さらに、老朽原発対策工事の発注が金品受領の原資の一部であり、密接な関係があるもとはなおさらだ。関電は6月の美浜町議会への非公開の説明で、「特重施設（テロ対策等施設）」の建設が遅れても、老朽化対策工事が完了しておれば、「特重施設」の設置期限までは運転が可能だと述べている（例えば、高浜1号の場合は、対策工事完了の2020年5月から2021年6月までは運転可能という）。しかし、老朽原発再稼働の地元了解はまだこかれからだ。

	40年超え対策工事 完了予定	特重施設の 設置期限
高浜1	2020年5月	2021年6月
高浜2	2021年1月	2021年6月
美浜3	2020年7月	2021年10月

○関電に対し、立地並みの「事前了解の権限」を含む安全協定の締結を求めること。地元の事前了解なしには、事実上、原発の再稼働は不可能だ。この「事前了解の権限」を持つのは立地の市町と福井県のみで、30km圏内自治体や京都府・滋賀県にはその権限はない。立地自治体とそれ以外の自治体に格差をつけるという、関電の「地元対策」の一環でもある。滋賀県知事は、安全協定の締結と国による法制化を求めているが、関電は「それは国の問題」とかわし、国は「電力会社と自治体の問題」として、両者が逃げを決め込んでいる。まずは、東海第二原発の例に則り、関電に対して、立地並みの安全協定締結を求め、再稼働の賛否に周辺住民の声を反映させよう。

各地の運動と連携を強めよう。使用済燃料の中間貯蔵施設が狙われている和歌山県では、住民団体が核廃棄物施設の立地拒否の条例制定を求めて、9月に白浜町長に申入れを行い、運動を押し進めている。名古屋地裁では、老朽原発高浜1・2号、美浜3号の廃炉を求める裁判が闘われている。福井と関西の運動、そして全国各地の運動と連携を一層強めてほしい。